

新しい事業承継税制が始まります！

～非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし～

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

なお、この特例は、平成20年10月1日以降の相続等に係る相続税について遡及して適用されます。

詳しくは、2ページへ！

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部又は一定以上取得し、その会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（一定の部分に限ります。）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

なお、この特例は、平成21年4月1日以降の贈与に係る贈与税について適用されます。

詳しくは、6ページへ！

（注）「非上場株式等」とは、中小企業者である非上場会社の株式又は出資をいいます。

新しい事業承継税制（納税猶予の特例）

相続等又は贈与により取得した非上場株式等（一定の部分に限ります。）に対応する相続税・贈与税の納税が猶予されます。

猶予されている相続税・贈与税の免除



経済産業大臣の認定など

相続税・贈与税の申告期限

後継者の死亡等

特例の適用に当たっては、**経済産業大臣の認定**などを事前に受ける必要があります。

申告書

担保



税務署

後継者の死亡等により、納税が猶予されている相続税・贈与税の納付が免除されます。

なお、免除されるまでに特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税・贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】において、相続税・贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等）を希望される方は、税務署で待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 経済産業大臣の認定の手続などについては、地方経済産業局にお尋ねください。



平成21年4月



税務署 この社会あなたの税がいきている